8　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この８において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この８において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この８において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号の二１⑵〔銀行の状況について記載する場合〕の表記載上の注意８の次に次のように加える。

9　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第九号の二１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表中「

連結当期純利益				

」を「

連結当期純利益				
連結包括利益				

」に改め、同様式１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表記載上の注意５を次のように改める。

5　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号の二１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表中「１株当たりの当期純利益（又は１株当たりの当期純損失）」を「１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）」に改め、同様式１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意８を次のように改める。

8　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この８において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この８において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この８において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第九号の二１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意８の次に次のように加える。

9　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第九号の二１⑶〔企業集団の状況について記載する場合〕の表記載上の注意２、⑷〔企業集団の状況について記載する場合〕記載上の注意３及び⑸〔企業集団の状況について記載する場合〕記載上の注意２中「事業セグメント別」を「事業セグメント又は報告セグメント別」に改める。

別紙様式第九号の二１⑻記載上の注意１を次のように改める。

1　その他銀行の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第十号１⑵の表記載上の注意２中「前期末及び当期末貸借対照表に計上されている」を「当期首又は当期末に計上されている」に改める。

別紙様式第十一号第１の４の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に10名を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行持株会社が２以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に10名を併せて記載すること。

別紙様式第十一号第１の５の表記載上の注意８の次に次のように加える。

9　遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なつているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十一号第２の２の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第11条の２から第11条の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別紙様式第十一号第２の２の表記載上の注意１⑾を次のように改める。

⑾　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　銀行持株会社が当該中間連結会計期間又は当該中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨